

第5回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表並びに拡散防止措置について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ 不当な差別的言動への該当性は、個別の言動のほか、表現主体、場面、目的、全体論旨からも判断する必要がある。
 - ・ 概要等公表に当たっては、条例の趣旨を踏まえ、不当な差別的言動が条例の趣旨に反して許されない等のメッセージを発信することが望ましい。
 - ・ 「〇〇が主催するデモにおいて」などとして主催団体名を公表するか否かは、当該団体のこれまでの活動や当該デモ全体の様子等を勘案して、個別に判断する。
 - ・ 不当な差別的言動を具体的に特定するに当たって、対象を明示することが望ましい。

- 事務連絡ほか